

ETCコーポレートカード制度利用協同組合の皆様へ

ETCコーポレートカード盗難保険のご案内

—クレジットカード盗難保険(補償期間変更に関する特約付帯)—



各高速道路株式会社等より貸与されているETCコーポレートカードについて、紛失や盗難により、第三者に不正使用された場合であっても、各高速道路株式会社等からの請求に対しては、そのカード使用料の支払いは免れません。このような万一の事態によって被る損害を補償する保険です。

加入者(被保険者)は・・・

ETCコーポレートカード制度利用協同組合(以下「協同組合」といいます。)ならびに組合員です。

対象カードは・・・

協同組合ならびに組合員が各高速道路株式会社等より貸与されているすべてのETCコーポレートカードとなります。

保険期間は・・・

2024年4月1日午後4時～2025年4月1日午後4時まで(1年間)

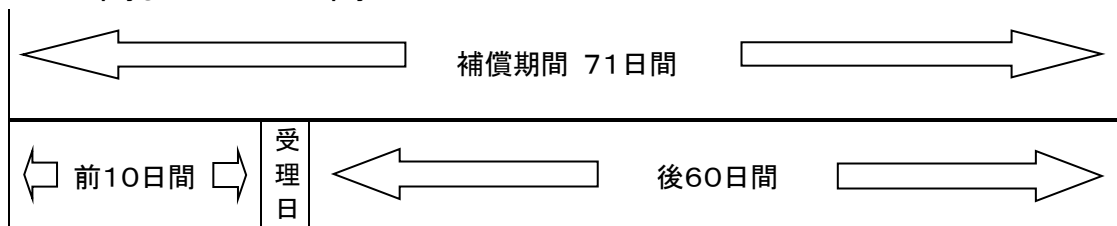
※ただし、毎月1日を始期日とした中途加入も可能です。

補償内容は・・・

ETCコーポレートカードが盗取・詐取または横領(以下「盗難」といいます。)され、もしくは紛失し、かつ保険期間中に第三者に不正使用されたことによって、本保険加入者(被保険者)が被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償期間は・・・

ETCコーポレートカードが盗難に遭い、もしくは紛失した旨の届出を各高速道路株式会社等(発行元)が受理した日の前10日間と、受理日および受理日の翌日からの60日間までの71日間



受理日(各高速道路株式会社等が所定の紛失届を受け付けた日)

保険金の支払額は・・・

- 補償期間中に第三者に不正使用された金額をお支払いします。
- ただし、ETCコーポレートカード1枚・1事故につき50万円を限度とします。

保険料は・・・

- ETCコーポレートカード1枚につき年間16円です。(中途加入時には別途定めた保険料が適用されます。)
- 保険料のお支払い方法は一括払のみです。

加入方法は・・・

取扱代理店 日本貨物運送協同組合連合会 (TEL 03-3355-2035) にお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な損害

- 協同組合ならびに組合員および理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 協同組合ならびに組合員の家族・同居人・使用人・留守を預る者が自ら行った盗難または加担した盗難による損害
- 保険期間の開始する以前に生じていたETCコーポレートカードの盗難・紛失による損害
- ETCコーポレートカードが協同組合ならびに組合員に到達する前に生じた盗難・紛失による損害
- 他人に譲渡・貸与または担保差入されたETCコーポレートカードの使用による損害
- ETCコーポレートカード交換期限を経過した後に行われた不正使用による損害
- ETCコーポレートカード利用規定・利用約款違反による損害
- 戦争、内乱または地震・噴火・津波などに基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた盗難・紛失による損害など

事故が発生した場合は・・・

<事故連絡>

組合員は盗難、紛失を知った時に、すみやかに警察署へ届出を行ったうえで、所属の協同組合へ事故概要（事故日時・場所・状況・届出警察署・事故カード番号等）を報告してください。連絡を受けた協同組合は各高速道路株式会社等（発行元）に届出を行うとともに所定の「事故受付メモ」によりすみやかに日本貨物運送協同組合連合会へFAXにて報告してください。

<保険金のご請求>

不正使用による損害が発生した場合に協同組合ならびに組合員は下記の書類を取りまとめのうえ、日本貨物運送協同組合連合会宛ご送付ください。

- ① 保険金請求書
- ② 事故状況報告書
- ③ 警察への届出証明、被害届(写)
- ④ カード交付管理台帳(写)
(当該年度保険加入時から事故発生日現在の頁)
- ⑤ 事故期間中の各高速道路株式会社等からの利用料請求書
- ⑥ 各高速道路株式会社宛カード紛失届(写)
(各高速道路株式会社の受付印のあるもの)
- ⑦ その他保険会社が求める書類

■ 本案内はETCコーポレートカード盗難保険の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては日本貨物運送協同組合連合会（取扱代理店）または幹事保険会社へお問い合わせください。

■ 補償内容は「ETCコーポレートカード盗難保険のご案内」（23-2293）をあわせてご参照ください。

■ この契約は日本貨物運送協同組合連合会を保険契約者とし、ETCコーポレートカード制度利用協同組合ならびに組合員の方を被保険者とする団体契約です。日本貨物運送協同組合連合会はETCコーポレートカード制度利用協同組合の皆様へ本制度をご案内し、加入申込書を取りまとめて共栄火災海上保険株式会社と保険契約を締結いたします。

■ ご加入後1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、お手数ですが日本貨物運送協同組合連合会にご連絡ください。

■ ご加入の際には、「重要事項説明書」を必ずご確認ください。

■ ご加入の際には、加入申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。なお、ご加入者と加入者証記載の被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、本案内および「ETCコーポレートカード盗難保険のご案内」（23-2293）の内容をご加入者よりご説明いただきますようお願い申し上げます。

■ この保険は複数の保険会社による共同保険契約です。各引受保険会社がそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行をして、保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払、その他の事務を行います。

【取扱代理店】

日本貨物運送協同組合連合会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5

(全日本トラック総合会館9階)

TEL: 03-3355-2035 FAX: 03-3355-2037

【引受保険会社】

(幹事保険会社)

共栄火災海上保険株式会社 農林水産部 海上営業課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL: 03-3504-2333 FAX: 03-3595-1971

<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

(非幹事保険会社)

三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第四部 第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL: 03-3259-6638 FAX: 03-3259-7093

<http://www.ms-ins.com>